令和2年度水質檢查計画



南富良野町はイトウが生息できる環境を保全しています

南富良野町建設課上下水道係

【水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全・安心であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、計画的かつ効率的に実施するため、検査項目、方法、頻度、採水地 点を定めたもので毎事業年度の開始前に策定し公表しています。

【水質検査計画の内容】

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
- 3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
- 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5. 臨時の水質検査に関する事項
- 6. 水質検査の方法及び委託内容
- 7. 試料の採取及び運搬方法
- 8. 委託した検査の実施状況の確認方法
- 9. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10. 水質検査の精度と信頼性保証
- 11. 関係者との連携

1. 基本方針

水源の表流水及びかなやま湖水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、各施設の水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を浄水場などの系統を代表する給 水栓 (蛇口の水) 及び原水 (浄水場で処理する前の水) で行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査・水質基準項目及び水質管 理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、別添水質検査項目一覧表の とおりとします。

浄水では、水道法に基づき、色、濁り、残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH、味、臭気、色度及び 濁度(水道法施行規則第15条第1項第3号イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

町の簡易水道施設は北落合・落合・幾寅・金山下金山統合・東鹿越・かなやま湖畔 の6箇所があります。

個別の内容につては、「別表1」のとおりです。

3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

(1) 原水水質の状況 (河川水)

過去のデーターなどから各地区における原水水質の汚染要因及び水質管理上 注意すべき水質検査項目を下表に示します。

	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき水質項目
北落合地区	降雨及び融雪における濁度等	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
į.	窒素肥料	濁度・色度・PH
落合地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
幾寅地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
金山・下金山地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
東鹿越地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
かなやま湖畔森林公園等地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH

南富良野町の水道は、水質的に恵まれた水源を持ち、良好な河川水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

(2) 水道水の水質状況

水道水の水質状況につきましては、水道法に基づき毎日検査・定期検査などを 行って水道水の安全性を確認しております。また、各簡易水道施設ごとの水道水 の水質状況及び管理上留意する事項は次のとおりです。

- ①北落合地区簡易水道: 水質基準値内ではありますが、塩素酸が夏期にわずかに 検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意することと、 浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ②落合地区簡易水道: 水質基準値内であり、通年をとおして検査結果が良好で安 定していますが、今後も浄水濁度等に注意をしながら浄水処理を行います。
- ③幾寅地区簡易水道: 水質基準値内ではありますが、浄水処理の過程でアルミニウム系凝集剤(PAC)の使用によりアルミニウム及びその化合物の検査に影響することがないよう注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ④金山・下金山地区簡易水道: 水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後に水源において有機物・アルミニウム・鉄等が検出されることがあるので、浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意して管理を行います。
- ⑤東鹿越地区飲料水供給施設簡易水道: 水質基準値内ではありますが、鉄の値が 少し高いことより浄水濁度にも注意しながら浄水処理に注意すること。また、塩 素酸が夏期に高めに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについ ても注意して管理を行います。
- ⑥かなやま湖畔森林公園等地区簡易水道: 水質基準値内ではありますが、降雨や 融雪後において色度・アルミニウム等が検出されることがあるので、浄水濁度に も注意しながら浄水処理を行います。

上記の各簡易水道施設における水道水の水質については従来と同じく問題はありませんが、今後も町民の皆様に安全で安心な水道水をご使用頂けるように努めます。

4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表及び別図に 記載。

5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、以下のような事態が発生して水道水が水質基準に適合しない恐

れがある場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消火器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

検査項目については、次のとおりです。

① 必ず実施する項目

9項目を基本

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、PH、味、臭気、色度、濁度】

② その他の項目 状況に応じて検査項目を選定し検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1)検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査は、建設課上下水道係職員にて行います。
- (3) 定期検査については、水道法第20条の4に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の中から南富良野町登録水質検査機関における選定条件により選定し、委託をして実施します。

7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については、南富良野町建設課上下水道係の職員が行いますが、受 託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査 員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については、採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施して受託者が社用車で検査施設まで運搬し搬入する。

8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる試料等を求めて、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質計画

毎事業年度の開始前に作成し、南富良野町建設課上下水道係で閲覧できるほか、 南富良野町ホームページに掲載します。

(2) 検査結果

南富良野町建設課上下水道係で閲覧及び南富良野町ホームページに掲載します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性、安定性を確保し、町民に信頼される水道水を供給するためには、 水質検査においての精度と信頼性の保証はきわめて重要です。そのため、水質検査を 委託した登録検査機関に対して、水質検査の精度管理に関する実施内容及び、信頼性 保証の審査を実施して、水質検査精度の向上と信頼性保証に努めます。

11. 関係者との連携

水質事故発生の場合には、素早く適切な措置が講じられるよう速やかに、北海道富良野保健所・北海道環境生活課環境局環境推進課、市町村等の関係各機関及び水質検査委託機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

「別表1」

令和2年度南富良野町水質検査計画施設の概要

令和2年3月末現在

令和2年3月 施設の名称		北	落合浄水場	落合浄水場	幾寅浄水場	金山•下金山浄水場	下金山浄水場	東鹿越浄水場	キャンプ場浄水場
対象地区			北落合	落合	幾寅	金山·下金山	下金山	東鹿越	かなやま湖畔森林公園
行政区域内人	A A		108	146	1,738	401		4	7
給水区域内人	П В		108	130	1,664	395		4	7
給水人口	С	1	105	130	1,663	377		4	10 Tarrio 10 1 Tarrio 10 T
未給水人口(給水区域内)	D	3	0	1	18		. 0	0
給水率%	E (C/B)	97.2%	100.0%	99.9%	95.4%	予備施設	100%	100%
年間取水量	m F		11,814	23,229	225,871	54,146		7,855	16,430
総配水量(浄	水量) m G		10,740	21,117	205,337	49,224		7,141	14,936
有収水量㎡	I		9,191	9,350	175,811	38,122		1,608	11,114
有収率 %	N (I/G)		85.6%	44.3%	85.6%	77.4%		22.5%	74.4%
水源	の名称	アカ		石狩川水系ルウ オマンソラップ・チ川支 流内の沢川	石狩川水系空 知川支流内藤 の沢川	石狩川水系空知川支 流幌加の沢川	石狩川水系空 知川支流下金 山の沢川	石狩川水系空知 川支流中の沢川 (左岸)	石狩川水系空知川支流 鹿の沢川 (左岸)
1	種別		表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水
取水量	(水利権)		55㎡/日	270㎡/日	770㎡/日	313㎡/日	164㎡/日	48㎡/日	132㎡/日
水源	の名称		狩川水系空知 支流幾寅川		石狩川水系空 知川支流内藤 の沢川				石狩川水系空知川(かな やま湖水)
Ŧ	種別		表流水		表流水				湖水
	(水利権)		163m³/日		286㎡/日				144㎡/日
净水外	処理方式	緩	速ろ過方式		前処理装置付 緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ 過方式	緩速ろ過方式	緩速ろ過方式	前処理装置付緩速ろ過方 式
			滅菌消毒	凝集剤	凝集剤	凝集剤	滅菌消毒	滅菌消毒	凝集剤
				ポリ塩化アルミニウ ム(PAC)	ポリ塩化アルミニウ ム(PAC)	ポリ塩化アルミニウム(PA C)		水道用次亜塩素 酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム(PAC)
使用して	ている薬品			滅菌消毒	滅菌消毒	滅菌消毒			滅菌消毒
				水道用次亜塩 素酸ナトリウム	水道用次亜塩 素酸ナトリウム	水道用次亜塩素酸ナトリ			水道用次亜塩素酸ナトリウム

南富良野町簡易水道(北落合地区)水質検査予定月(浄水) 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 基準値 0 \bigcirc 0 0 0 0 \bigcirc 0 100個/ml 一般細菌 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc $\overline{\bigcirc}$ 0 0 0 不検出 2 大腸菌 3 カドミウム及びその化合物 0.003 0.0005 4 水銀及びその化合物 5 セレン及びその化合物 0.01 0.01 6 鉛及びその化合物 0.01 7 ヒ素及びその化合物 \bigcirc 0 0.02 六価クロム化合物 8 0.04 9 亜硝酸態窒素 10 シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01 0 0 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10 0.8 12 フッ素及びその化合物 13 ホウ素及びその化合物 1 0.002 14 四塩化炭素 0.05 15 1,4-ジオキサン 16 シス-1, 2-シ、クロロエチレン及びトランス-1, 2-シ、クロロエチレン 0.04 0.02 17 ジクロロメタン 18 テトラクロロエチレン 0.01 19 トリクロロエチレン 0.01 0.01 ベンゼン 20 0.6 21 塩素酸 0 0 0 0.02 22 クロロ酢酸 0 0.06 23 クロロホルム 0 0.03 24 ジクロロ酢酸 0 25 ジブロモクロロメタン 0.1 0 0.01 26 臭素酸 0 \bigcap 0 0.1 27 総トリハロメタン \bigcirc \bigcirc 0.03 28 トリクロロ酢酸 0 0.03 29 ブロモジクロロメタン \bigcirc 0 0.09 30 ブロモホルム 0 0.08 31 ホルムアルデヒド 1 32 亜鉛及びその化合物 0.2 33 アルミニウム及びその化合物 0.3 34 鉄及びその化合物 1 35 銅及びその化合物 200 36 ナトリウム及びその化合物 0.05 37 マンガン及びその化合物 0 0 \bigcirc \bigcirc 0 0 \bigcirc \bigcirc 0 200 38 塩化物イオン 39 カルシウム・マゲネシウム等(硬度) 300 0 500 40 蒸発残留物 0.2 41 陰イオン界面活性剤 0.00001 ジェオスミン 42 0.00001 43 2-メチルイソボルネオール 0.02 44 非イオン界面活性剤 0.005 45 フェノール類

3

5.8~8.6

異常でない

異常でない

5度

2度

0

 \bigcirc

23

 \bigcirc

0

0

0

9

0

9

 \circ

0

0

9

0

0

0

9

 \bigcirc

 \bigcirc

0

23

9

0

0

0

0

26

0

 \bigcirc

0

0

9

0

0

46 有機物 (TOC)

47 p H値

48 味

49 臭気

50 色度

51 濁度

項目数

令和 2 年度 南富良野町簡易水道(北落合地区)水質検査予定月 (原水) 項 目 基準値 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10月 11月 12月 1 月 2 月 3 月

	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	基準個	4月	O H	07	17	07	3/7	10)1	TT/1	14/1	T /1	7 /1	07
1	一般細菌	100個/m1				0								
2	大腸菌	不検出				0								
3	カドミウム及びその化合物	0.003				0				3				
4	水銀及びその化合物	0.0005				0								
5	セレン及びその化合物	0.01				0								
6	鉛及びその化合物	0.01				0						-		
_	ヒ素及びその化合物	0.01				0								
	六価クロム化合物	0.02				Ô								
	亜硝酸態窒素	0, 04				Ŏ	-					1		
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01				Ŏ								
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				Õ								
	フッ素及びその化合物	0.8		-		Ŏ								
		1				Õ								7
	ホウ素及びその化合物 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――					$\tilde{0}$					 			
	四塩化炭素	0.002				Ö					 			
	1,4-ジオキサン	0.05									├			
	シスー1,2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1,2ーシ、クロロエチレン	0. 04				0								-
	ジクロロメタン	0.02				00				_				_
	テトラクロロエチレン	0.01				0			_		_			
	トリクロロエチレン	0.01				0								
	ベンゼン	0.01				0	igsquare							
	塩素酸	0.6					ш							
22	クロロ酢酸	0, 02												
23	クロロホルム	0.06											/	
24	ジクロロ酢酸	0.03							3					
25	ジブロモクロロメタン	0.1				* 6								
	臭素酸	0.01	×											
	総トリハロメタン	0.1												
	トリクロロ酢酸	0.03												
Comment of the	ブロモジクロロメタン	0.03												
ASSES, 1 (4) (2)	ブロモホルム	0, 09												
	ホルムアルデヒド	0.08												
009 DAV	亜鉛及びその化合物	1				0								
	アルミニウム及びその化合物	0, 2				Ŏ								
	鉄及びその化合物	0. 3				ŏ								
100	銅及びその化合物	1		-		Ö					 			_
200-00		200				Ö				 				_
_	ナトリウム及びその化合物					_			_			-		_
200.00.0	マンガン及びその化合物	0.05				0			<u> </u>	├──	_	 	 	
	塩化物イオン	200		\vdash					-	\vdash	 		\vdash	
	カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300				0	\vdash			_	<u> </u>	 	├─	
_	蒸発残留物	500				0		_	-	_	 		\vdash	\vdash
	陰イオン界面活性剤	0. 2				0				-	 			
	ジェオスミン	0.00001				0		_		_	 	<u> </u>	-	-
	2-メチルイソボルネオール	0.00001				0					<u> </u>	<u> </u>	 	₩
_	非イオン界面活性剤	0. 02				0	igsquare				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
	フェノール類	0.005				0	igsquare				—	<u> </u>	<u> </u>	
46	有機物(TOC)	3				0							 	<u> </u>
47	pH値	5.8~8.6				0								
48	味	異常でない												
	臭気	異常でない				0								
	色度	5度				0								
	濁 度	2度				0								
J.1	項目数					39								
-	XH 2A					- 50							•	
	項目		4日	5日	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 F
	<u> </u>		0	0 /1	0 /1	0	0 /1	0 /1	0	1 - 1/1	1-2/1	0	1 7,	1
77 1														

会和2年度 南富良野町簡易水道(落合地区)水質檢查予定月(浄水)

令和2年度 南富良野	町簡易水道(落合物	地区)水質	検査	予正	一(符	+水)								
項	目	基準値											2月	3月
1 一般細菌		100個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌		不検出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化台	合物	0.003												
4 水銀及びその化合物		0.0005												
5 セレン及びその化合物		0.01												
6 鉛及びその化合物		0. 01					-							
7 ヒ素及びその化合物		0. 01												
8 六価クロム化合物		0. 02		0			0			0			0	
9 亜硝酸態窒素		0.04												
10 シアン化物イオン及び均	塩化シアン	0. 01		0			0			0			0	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態		10												
12 フッ素及びその化合物		0.8												
13 ホウ素及びその化合物	-	1												
14 四塩化炭素		0.002										_		
15 1,4-ジオキサン		0.05		-	5									
16 シスー1, 2ーシ、クロロエチレン及びト	ランスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0. 04												
17 ジクロロメタン		0.02												
18 テトラクロロエチレン		0.01												
19 トリクロロエチレン		0.01												
20 ベンゼン		0.01								2				
21 塩素酸		0.6		0			0			0			0	
22 クロロ酢酸		0. 02		0			0			0			0	
23 クロロホルム		0.06		0			0			0			0	
24 ジクロロ酢酸		0. 03		0			0			0			0	1
25 ジブロモクロロメタン		0. 1		0			0			0			0	
26 臭素酸		0.01		0			0			0			0	
27 総トリハロメタン		0. 1		0			0			0			0	
28 トリクロロ酢酸		0.03		0			0	1		0			0	
29 ブロモジクロロメタン		0.03		0			0			0			0	
30 ブロモホルム		0.09		0			0			0			0	
31 ホルムアルデヒド		0.08		0		٨	0			0			0	
32 亜鉛及びその化合物	¥	1												
33 アルミニウム及びその化	比合物	0.2								Ţ.				
34 鉄及びその化合物		0.3												
35 銅及びその化合物		1												
36 ナトリウム及びその化台	含物	200												
37 マンガン及びその化合物	勿	0. 05						a reliance						
38 塩化物イオン	TO WEST	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300			4							<u> </u>		
40 蒸発残留物		500												
41 陰イオン界面活性剤		0.2												
42 ジェオスミン	177 18	0. 00001					0							\sqcup
43 2-メチルイソボルネオー	ール	0.00001					0							\sqcup
44 非イオン界面活性剤		0.02												
45 フェノール類		0.005												
46 有機物 (TOC)		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	O O	<u>Ö</u>
47 p H値		5.8~8.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 味		異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 臭気		異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	O	Ö
50 色度	163	5度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	O .	Ö
51 濁度		2度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
項目数			9	22	9	9	24	9	9	22	9	9	22	9

今和9年度 南宮良野町簡易水道(蒸合地区)水質検査予定月(原水)

令和2年度 南富良野町簡易水道(落合	地区)水質	検査	予定人	引(原	(水)		v	_		- H	- H	L 0 H	о П
項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml				0								
2 大腸菌	不検出			1	0							$ldsymbol{ldsymbol{eta}}$	
3 カドミウム及びその化合物	0.003				0								
4 水銀及びその化合物	0. 0005				0								
5 セレン及びその化合物	0.01				0								
6 鉛及びその化合物	0.01	,			0								
7 ヒ素及びその化合物	0.01				\circ								
8 六価クロム化合物	0.02				0		141						
9 亜硝酸態窒素	0.04				0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				0								,
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				0						-		
12 フッ素及びその化合物	0.8				0						41		
13 ホウ素及びその化合物	1				0						N.		
14 四塩化炭素	0.002				0								
15 1, 4-ジオキサン	0. 05				0								
16 シスー1, 2ーシ クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ クロロエチレン	0.04				0								
17 ジクロロメタン	0.02				0								
18 テトラクロロエチレン	0. 01				0								
19 トリクロロエチレン	0.01				0								
20 ベンゼン	0. 01				0								
21 塩素酸	0.6												
22 クロロ酢酸	0. 02												
23 クロロホルム	0.06				1								
24 ジクロロ酢酸	0.03												
25 ジブロモクロロメタン	0.1												
26 臭素酸	0. 01												
27 総トリハロメタン	0.1												
28 トリクロロ酢酸	0.03						(40)						
29 ブロモジクロロメタン	0.03												-
30 ブロモホルム	0.09												
31 ホルムアルデヒド	0.08				-								
32 亜鉛及びその化合物	1				0								
33 アルミニウム及びその化合物	0.2				Ŏ								
34 鉄及びその化合物	0.3				Ŏ								
35 銅及びその化合物	1	1			Ŏ								
36 ナトリウム及びその化合物	200				Ŏ								
37 マンガン及びその化合物	0. 05				Ŏ								
38 塩化物イオン	200				Ŏ								
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300				Ŏ			-					
40 蒸発残留物	500	1			ŏ	T -	T		-				
40 然光及曲初	0.2				ŏ		<u> </u>						
42 ジェオスミン	0.00001				ŏ								
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	+-	†		Ŏ				1	1			
44 非イオン界面活性剤	0.0001	+			ŏ					1		1	
45 フェノール類	0, 005	1			Ŏ			å!					
45 フェノール類 46 有機物(TOC)	3				ŏ							1	
46 有機物 (10C)	5.8~8.6				ŏ								T
	異常でない											\top	†
48 味	異常でない				0	—						-	
49 臭気	5度	-		—	ŏ			\vdash		1			
50 色度	2度	+		l	Ö	†					1		t
51 濁度	4段	-	-	-	39	+			1	†	 	+	1
項目数		L			บฮ			J				<u> </u>	

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クリプトスポリジウム等				0								
クリプト指標菌 (大腸菌(E.Coli)・嫌気性芽胞菌)				0								

合和2年度 南富良野町簡易水道(幾寅地区)水質検査予定月(浄水)

令:	和 2 年度 南富良野町簡易水道 (幾寅:		便宜	丁 正	1(狩	小()			-					
	項 目	基準値											2月	
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003			7									
4	水銀及びその化合物	0.0005												
5	セレン及びその化合物	0. 01												
6	鉛及びその化合物	0. 01												
7	ヒ素及びその化合物	0.01												
8	六価クロム化合物	0.02		0		7	0			0			0	
	亜硝酸態窒素	0.04												
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		0			0			0			0	
170001121	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
_	フッ素及びその化合物	0.8												
	ホウ素及びその化合物	1												
	四塩化炭素	0, 002												
	1,4-ジオキサン	0. 05												
	シスー1、2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1、2ーシ、クロロエチレン	0.04												
1000	ジクロロメタン	0.02												
	テトラクロロエチレン	0.01					_							
	トリクロロエチレン	0.01						7.						
	ベンゼン	0.01												
		0.61		0			0			0			0	
	塩素酸	0.02		0			Ö			0			Ŏ	
	クロロ酢酸			0			Ö			0			Ö	
	クロロホルム	0.06		0			Ö			0			Ö	
	ジクロロ酢酸	0.03		0	-		Ö			Ö			Ö	
	ジブロモクロロメタン	0.1		0			0			0			Ö	_
	臭素酸	0.01					0			Ö			Ö	
	総トリハロメタン	0.1	-1	0				_		0		-	Ö	
	トリクロロ酢酸	0. 03		0			0			0			ŏ	
	ブロモジクロロメタン	0. 03		0	-		0					<u> </u>	Ö	
$\overline{}$	ブロモホルム	0. 09		0			0			0			0	
	ホルムアルデヒド	0.08		0			0			0			0	
$\overline{}$	亜鉛及びその化合物	1												
	アルミニウム及びその化合物	0, 2		0			0			0		-	0	
10000	鉄及びその化合物	0. 3												
_	銅及びその化合物	1		4									<u> </u>	
	ナトリウム及びその化合物	200											ļ	
37	マンガン及びその化合物	0.05						0						
	塩化物イオン	200	0	0	0	0	0	0	0	O.	0	0	0	0
39	カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300												
40	蒸発残留物	500												
41	陰イオン界面活性剤	0, 2												
42	ジェオスミン	0.00001					0							
43	2-メチルイソボルネオール	0. 00001					0							
44	非イオン界面活性剤	0. 02												
45	フェノール類	0. 005												
	有機物(TOC)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	pH値	5.8~8.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	味	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臭気	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	色度	5度	Ŏ	Ŏ	Ō	Ō	0	0	0	0	0	0	0	0
_	濁度	2度	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ō	Ō	0	0	0	0	0	0
	項目数		9	23	9	9	25	9	9	23	9	9	23	9
	A P M					<u> </u>			_					

会和2年度 南宫良野町簡易水道(樂寅地区)水質檢查予定月(原水)2水源

令	和2年度 南富良野町簡易水道(幾寅)	地区)水質	[検査	予定人	!(原	(水)	2水	原						
	項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/ml				\circ								
2	大腸菌	不検出				0			***					
3	カドミウム及びその化合物	0.003				0								
	水銀及びその化合物	0.0005				0			4				7	
	セレン及びその化合物	0.01				0								
	鉛及びその化合物	0. 01				O								
-	ヒ素及びその化合物	0. 01				Ō								
	六価クロム化合物	0. 02				Ō								
	亜硝酸態窒素	0.04				Ō								
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01				Ŏ								
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				Ŏ								
	フッ素及びその化合物	0.8				Ŏ								
	ホウ素及びその化合物	1				Ŏ								
	四塩化炭素	0.002				Ŏ								
	1, 4-ジオキサン	0.05				Ŏ								
	1, 4-シオキサン シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.03				Ö								
	ジクロロメタン	0.04				Ö								
	シクロロメダン テトラクロロエチレン	0. 02				0		<u> </u>		-				\vdash
						0								
	トリクロロエチレン	0. 01				0					-	<u> </u>		
	ベンゼン	0.01		-		0								
	塩素酸	0.6									_	<u> </u>		
	クロロ酢酸	0. 02												
	クロロホルム	0, 06												
	ジクロロ酢酸	0.03												
	ジブロモクロロメタン	0.1												
	臭素酸	0.01				N.								
27	総トリハロメタン	0.1					-							_
28	トリクロロ酢酸	0.03												
29	ブロモジクロロメタン	0.03										×		
30	ブロモホルム	0.09												
31	ホルムアルデヒド	0.08												
32	亜鉛及びその化合物	1				0		190						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				0				1				
34	鉄及びその化合物	0.3				0								
35	銅及びその化合物	1				0								
	ナトリウム及びその化合物	200				0								
	マンガン及びその化合物	0.05				0								
200	塩化物イオン	200				0								
	カルシウム・マケ゛ネシウム等(硬度)	300				0								
_	蒸発残留物	500				Ŏ								
	陰イオン界面活性剤	0. 2				Ŏ								
	ジェオスミン	0.00001				ŏ								
	2-メチルイソボルネオール	0.00001				Ŏ								
	非イオン界面活性剤	0. 02				Ŏ								
	フェノール類	0.005				ŏ								
	有機物(TOC)	3				ŏ		†				•		
	p H値	5.8~8.6				ŏ								
		5.8~8.6 異常でない								V			 	
	味 自复	異常でない			-	0							—	
	臭気					Ö								
	色度	5度	ļ		<u> </u>	0	-		-		-	N .	 	
51	濁度	2度												
	項目数	L			L	39	L		L					Ц

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クリプトスポリジウム等				0								
クリプト指標菌 (大腸菌(E.Coli)・嫌気性芽胞菌)				0								

今和9年度 南宮良野町簡易水道(金川・下金川地区)水質検査予定月(浄水)

令和2年度 南富良野町簡易水道(金山	• 下金山:	也区);	水質核	食查子	定月	(浄ス	水)						
項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月				1月		3月
1 一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	不検出	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01							i i					
6 鉛及びその化合物	0.01												
7 ヒ素及びその化合物	0.01												
8 六価クロム化合物	0.02		0			0			0			0	-
9 亜硝酸態窒素	0.04									,			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0. 01		0			0			0			0	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1,4-ジオキサン	0. 05												
16 シスー1, 2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ、クロロエチレン	0.04	~											
17 ジクロロメタン	0.02												
18 テトラクロロエチレン	0.01												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン	0.01												
21 塩素酸	0.6		0			0	-		0			0	
The state of the s	0.02		Ö			Ŏ			ŏ			Ŏ	
22 クロロ酢酸	0.02		Ö			Ö			Ŏ			Ŏ	
23 クロロホルム	0.03		Ö			ŏ			Ŏ		-	Ŏ	
24 ジクロロ酢酸	0.03		Ö	-		Ö			Ŏ			ŏ	
25 ジブロモクロロメタン			Ö			Ö			Ŏ			ŏ	
26 臭素酸	0. 01	, -	Ö			Ö			Ö			ŏ	
27 総トリハロメタン	0.1		Ö	-		Ö			Ö			ŏ	
28 トリクロロ酢酸	0.03		0			Ö		<u> </u>	0			ŏ	
29 ブロモジクロロメタン	0.03	_	Ö			Ö	_	-	ŏ			Ŏ	
30 ブロモホルム	0.09					ŏ			Ö			ŏ	-
31 ホルムアルデヒド	0.08		0			0		-					
32 亜鉛及びその化合物	1											-	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												-
34 鉄及びその化合物	0, 3						-						
35 銅及びその化合物	1	V.									_	-	-
36 ナトリウム及びその化合物	200						_		1			-	-
37 マンガン及びその化合物	0.05												
38 塩化物イオン	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300						-		-				
40 蒸発残留物	500					0			ļ	ļ		-	
41 陰イオン界面活性剤	0. 2					_				 	 	-	
42 ジェオスミン	0.00001					Ö			ļ		-		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001					0			ļ		-	ļ	-
44 非イオン界面活性剤	0.02					<u> </u>	ļ				-	-	-
45 フェノール類	0. 005						L_					<u> </u>	1
46 有機物 (TOC)	3	0	0	0	0	0	O O	O O	O	O	0	0	0
47 p H値	5.8~8.6	0	0	0	0	0	0	0	0	O	O	l O	O
48 味	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	O	O
49 臭気	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 /0/19	A111 C 0.			_									
50 色度	5度	Ŏ	Ō	0	0	0	0	0	O	0	O	l Ö	O O
		9	O 22	9	9	O 25	9	0	O 22	9	9	22	9

令和 2 年度 南富良野町簡易水道 (金山・下金山地区) 水質検査予定月 (原水) 項 目 基準値 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

1 一般細菌

100個/ml

0

1	州文州山 图	100 per/ m1				$\stackrel{\sim}{\sim}$								
	大腸菌	不検出				Ö								
	カドミウム及びその化合物	0.003				0	7							
4	水銀及びその化合物	0.0005				0								
5	セレン及びその化合物	0.01				0								
6	鉛及びその化合物	0.01				0								
7	ヒ素及びその化合物	0.01				0								
8	六価クロム化合物	0.02				0								
_	亜硝酸態窒素	0.04				0								
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				0								
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				0								
	フッ素及びその化合物	0.8												
1.4.4.1.1.1.1	ホウ素及びその化合物	1				Ŏ								
The same of	四塩化炭素	0.002		17.00		Ŏ								
	1, 4-ジオキサン	0.05				Ŏ			- ;					
	シスー1, 2ーシ プロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ プロロエチレン	0.04				Ŏ	-							
		0.02				ŏ								
	ジクロロメタン	0.02				Ö	_							-
	テトラクロロエチレン	700 (900)				Ö		-						
	トリクロロエチレン	0.01				Ö								
	ベンゼン	0.01				\cup				14			 	
	塩素酸	0.6									<u> </u>			
	クロロ酢酸	0. 02												
	クロロホルム	0.06							_					
	ジクロロ酢酸	0.03												
25	ジブロモクロロメタン	0.1												
26	臭素酸	0.01												
27	総トリハロメタン	0.1												
28	トリクロロ酢酸	0.03												
29	ブロモジクロロメタン	0.03							4					
	ブロモホルム	0.09												
	ホルムアルデヒド	0.08												
100 100	亜鉛及びその化合物	1				0								
	アルミニウム及びその化合物	0, 2				0						,		
	鉄及びその化合物	0.3				Ö								
	銅及びその化合物	1				Ŏ								_
	ナトリウム及びその化合物	200				Ŏ								
100	マンガン及びその化合物	0, 05				Ö								
_		200				Ŏ								
_	塩化物イオン	300				Ŏ								
20070000	カルシウム・マケ゛ネシウム等(硬度)					Ö								
	蒸発残留物	500				$\frac{0}{0}$		_	-	-			†	
	陰イオン界面活性剤	0. 2				0							 	\vdash
	ジェオスミン	0. 00001				0					-	-		- 1
	2-メチルイソボルネオール	0, 00001						-			-	-	 	
	非イオン界面活性剤	0.02				0					-	-	 	$\vdash\vdash\vdash$
	フェノール類	0. 005				0							-	
	有機物(TOC)	3				Ö							-	
	pH値	5.8~8.6		-		0						_		
	味	異常でない											_	
	臭気	異常でない				0					ļ			
50	色度	5度				0					<u></u>			
	濁 度	2度				0		,				in the second		
	項目数					39								
	Las													
	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カリ	プトスポリジウム等					Ó								
						Ö								
ク!	Jプト指標菌(大腸菌(E.Coli)・嫌気性芽胞菌)					0		-						<u></u>

会和2年度 南富良野町簡易水道(下金山地区)水質検査予定月(浄水)

令	和2年度 南富良野町簡易水道(下金)	山地区)水	質検	查予定	官月 (浄水)							
Ė	項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0
2	大腸菌	不検出	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0
	カドミウム及びその化合物	0.003												
	水銀及びその化合物	0.0005		77										
	セレン及びその化合物	0.01						(0)						
	鉛及びその化合物	0.01											300	
	ヒ素及びその化合物	0.01					58							
	六価クロム化合物	0.02		0			0			0			0	
	亜硝酸態窒素	0.04					٨							
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		0			0			0			O_{-}	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
	フッ素及びその化合物	0.8												
	ホウ素及びその化合物	1			,					710				
1	四塩化炭素	0.002									- 50811			
	1, 4-ジオキサン	0. 05												
	シスー1, 2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ、クロロエチレン	0.04		7										
	ジクロロメタン	0.02												
	テトラクロロエチレン	0.01												
	トリクロロエチレン	0.01												
	ベンゼン	0.01												
21	塩素酸	0.6		0			0			0			0	
	クロロ酢酸	0.02		0			0			0			0	
	クロロホルム	0.06		0			0			0			0	
	ジクロロ酢酸	0.03		0			0			0			0	
	ジブロモクロロメタン	0.1		0		Addresia .	0			0			0	
26	臭素酸	0.01		0			0			0			0	
	総トリハロメタン	0.1		0			0			0			0	
28	トリクロロ酢酸	0.03		0			0		a de	0			0	
29	ブロモジクロロメタン	0.03		0			0			0	X		0	
30	ブロモホルム	0.09		0			0			0			0	
31	ホルムアルデヒド	0.08		0			0			0			0	
32	亜鉛及びその化合物	1												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2					0							
34	鉄及びその化合物	0.3												
35	銅及びその化合物	1												
36	ナトリウム及びその化合物	200												
37	マンガン及びその化合物	0.05				+								
38	塩化物イオン	200	0	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0
	カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300												
	蒸発残留物	500					0							
	陰イオン界面活性剤	0.2											ļ	
	ジェオスミン	0,00001					0							
	2-メチルイソボルネオール	0.00001					0							
44	非イオン界面活性剤	0.02											<u> </u>	
	フェノール類	0.005						_			_			
	有機物(TOC)	3	0	0	0	0	0	<u>O</u>	0	Ö	Ö	0	0	0
	pH値	5.8~8.6	0	0	0	0	0	0	0	O	Ö	O O	0	0
	味	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	Ö	O	0	0	0
49	臭気	異常でない	0	0	0	0	0	0	0	Ö	O	O	0	0
	色度	5度	0	0	0	0	0	O O	0	O	O	0	0	0
51	濁度	2度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	項目数		9	22	9	9	26	9	9	22	9	9	22	9

令和2年度 南富良野町簡易水道(東鹿越地区)水質検査予定月(浄水)

令	和2年度 南富良野町簡易水道(東鹿)	越地区)水	質検	查予定	定月 ((浄水)							
	項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カドミウム及びその化合物	0.003												
	水銀及びその化合物	0.0005												
	セレン及びその化合物	0. 01						-						
	鉛及びその化合物	0. 01												
	ヒ素及びその化合物	0. 01												
	六価クロム化合物	0. 02		0			0			0			0	
	亜硝酸態窒素	0, 04											Ŭ	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		0			0			0			0	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10											$\overline{}$	
	フッ素及びその化合物	0.8												
	ホウ素及びその化合物	1												
	四塩化炭素	0.002				- Armend								
					-									
	1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.05								_				
		0.04												
	ジクロロメタン	0. 02												
	テトラクロロエチレン	0. 01											\vdash	
	トリクロロエチレン	0. 01												
	ベンゼン	0. 01			*									
-	塩素酸	0.6		0			0			0			Ö	
	クロロ酢酸	0. 02		0			0			0			0	
	クロロホルム	0.06		0			0			0			0	
	ジクロロ酢酸	0.03		0			0			0			0	
25	ジブロモクロロメタン	0.1		0			0			0			0	
	臭素酸	0. 01		0			0			0			0	
27	総トリハロメタン	0. 1		0			0			0			0	
28	トリクロロ酢酸	0. 03		0			0			0			0	
29	ブロモジクロロメタン	0. 03		0			0			0			0	
30	ブロモホルム	0.09		0			0			0		V	0	
31	ホルムアルデヒド	0.08		0			0			0			0	
32	亜鉛及びその化合物	1												
1,000,000	アルミニウム及びその化合物	0. 2			147				,					
34	鉄及びその化合物	0.3		0			0			0			0	
	銅及びその化合物	1						-						
	ナトリウム及びその化合物	200		-										
	マンガン及びその化合物	0. 05					1.							
	塩化物イオン	200	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	カルシウム・マケ゛ネシウム等(硬度)	300	$\overline{}$								Ŭ	_ Ŭ	J	
	蒸発残留物	500					0)						
_	陰イオン界面活性剤	0, 2												
	ジェオスミン	0. 00001					0							
4 10 70	2-メチルイソボルネオール	0. 00001					Ö							
	非イオン界面活性剤	0.0001												
	アエノール類	0.005												
	有機物(TOC)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5.8~8.6	0	Ö	Ö	Ö	Ö	0	0	0	ŏ	Ö	Ŏ	0
	p H値	5.8~8.6 異常でない		0	Ö	0	0	0	0	0	Ö	ŏ	ŏ	0
	味 自	_	0		0		0	0	0	0	Ö	0	ŏ	0
	臭気	異常でない	0	0		0						0	Ö	0
	色度	5度	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
51	濁度	2度	0	0	Ó	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L	項目数		9	23	9	9	26	9	9	23	9	9	23	9

今和?年度 南宮良野町簡易水道(東鹿越地区)水質検査予定月(原水)

令和2年度 南富良野町簡易水道(東鹿	越地区)水	質検	查予定	定月	(原水)							
項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	100個/ml				0			¥					
2 大腸菌	不検出				0								
3 カドミウム及びその化合物	0.003				0								
4 水銀及びその化合物	0.0005				0								
5 セレン及びその化合物	0.01				0								
6 鉛及びその化合物	0.01				0								
7 ヒ素及びその化合物	0.01				0								
8 六価クロム化合物	0.02				\circ								
9 亜硝酸態窒素	0.04				0								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				0								
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				0			5					
12 フッ素及びその化合物	0.8				0								
13 ホウ素及びその化合物	1				0								
14 四塩化炭素	0. 002				0								
15 1, 4-ジオキサン	0.05				0								
16 シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04				0								
17 ジクロロメタン	0.02				0								
18 テトラクロロエチレン	0.01				0						12		
19 トリクロロエチレン	0.01				0								
20 ベンゼン	0.01				0								
21 塩素酸	0.6	. *.											
22 クロロ酢酸	0.02												
23 クロロホルム	0.06												
24 ジクロロ酢酸	0.03												
25 ジブロモクロロメタン	0.1												
26 臭素酸	0.01												
27 総トリハロメタン	0.1												
28 トリクロロ酢酸	0, 03												
29 ブロモジクロロメタン	0.03												
30 ブロモホルム	0.09												
31 ホルムアルデヒド	0.08												
32 亜鉛及びその化合物	1				0	T.							
33 アルミニウム及びその化合物	0.2				0			-1			1,000		
34 鉄及びその化合物	0.3				0								e
35 銅及びその化合物	1				0								
36 ナトリウム及びその化合物	200				0								
37 マンガン及びその化合物	0.05				0								
38 塩化物イオン	200				0	×							
39 カルシウム・マゲネシウム等(硬度)	300				0								
40 蒸発残留物	500				0								
41 陰イオン界面活性剤	0. 2				0								
42 ジェオスミン	0. 00001				0								
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001				0								
44 非イオン界面活性剤	0. 02				0				*				,
45 フェノール類	0. 005				0								
46 有機物 (TOC)	3				0								
47 p H値	5.8~8.6				0								
48 味	異常でない				10					V			
49 臭気	異常でない				0								
50 色度	5度				0								
51 濁度	2度				0								
項目数		2			39								
	•											Гоп	

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クリプトスポリジウム等	0			0			0			0		
クリプト指標菌 (大腸菌(E.Coli)・嫌気性芽胞菌)	0	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0	0	0	0	0	0

令和2年度 南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)水質検査予定月(浄水)

令和2年度 南富艮野町簡易水道(かな													
項 目	基準値			6月								2月	3月
1 一般細菌	100個/m1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	不検出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化合物	0.003												
4 水銀及びその化合物	0.0005												
5 セレン及びその化合物	0.01												
6 鉛及びその化合物	0. 01												
7 ヒ素及びその化合物	0. 01												
8 六価クロム化合物	0.02		0			0			0			0	
9 亜硝酸態窒素	0.04												,
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0, 01		0			0			0			0	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
12 フッ素及びその化合物	0.8												
13 ホウ素及びその化合物	1												
14 四塩化炭素	0.002												
15 1, 4-ジオキサン	0.05												
16 シスー1, 2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ、クロロエチレン	0, 04				-								
17 ジクロロメタン	0.04												
18 テトラクロロエチレン	0.02												
19 トリクロロエチレン	0.01												
20 ベンゼン												5	
20 ヘンセン 21 塩素酸	0.01												
	0.6		0			0	- "		0			0	
22 クロロ酢酸	0.02		0			0			$\overline{}$	*			
23 クロロホルム	0.06		0		-	0			Ö	_		0	
24 ジクロロ酢酸	0. 03		0			0			Ö			Ö	
25 ジブロモクロロメタン	0.1		0			0			0			0	
26 臭素酸	0. 01		0			0			0			0	
27 総トリハロメタン	0. 1		0			0			0			0	
28 トリクロロ酢酸	0.03		0			0			0		Ť	0	
29 ブロモジクロロメタン	0.03		0			0			0			0	
30 ブロモホルム	0.09		0			0			0			0	
31 ホルムアルデヒド	0.08					0			0		,	0	
32 亜鉛及びその化合物	1												
33 アルミニウム及びその化合物	0.2												
34 鉄及びその化合物	0.3												
35 銅及びその化合物	1												
36 ナトリウム及びその化合物	200												
37 マンガン及びその化合物	0. 05												
38 塩化物イオン	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 カルシウム・マゲネシウム等 (硬度)	300					Ŏ							
40 蒸発残留物	500					Ŏ		,					
41 陰イオン界面活性剤	0. 2												
42 ジェオスミン	0. 00001					0							
43 2-メチルイソボルネオール	0. 00001					ŏ							
44 非イオン界面活性剤	0. 02					$\overline{}$							
45 フェノール類	0.005												
46 有機物(TOC)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 p H値	5.8~8.6	$\frac{\circ}{\circ}$	Ö	ŏ	ŏ	Ö	Ö	Ö	ŏ	Ö	0	Ö	0
48 味	異常でない	0	Ö	ŏ	Ö	ŏ	Ö	Ö	ŏ	Ö	0	Ö	0
49 臭気	異常でない	Ö	Ö	ŏ	Ö	Ö	ŏ	ŏ	ŏ	ŏ	0	Ö	0
		0	_	0	Ö	Ö	ŏ		Ö	Ö	Ö	ŏ	0
50 色度	5度		0					0					
51 濁度	2度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
項目数		9	22	9	9	26	9	9	22	9	9	22	9

南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)水質検査予定月 (原水) 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 基準値 一般細菌 100個/ml \bigcirc 1 0 大腸菌 不検出 3 カドミウム及びその化合物 0.003 4 水銀及びその化合物 0.0005 5 セレン及びその化合物 0.01 6 鉛及びその化合物 0.01 ヒ素及びその化合物 7 0.01 0.02 六価クロム化合物 8 9 亜硝酸態窒素 0.04 10 シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01 10 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12 フッ素及びその化合物 0.8 13 ホウ素及びその化合物 1 14 四塩化炭素 0.002 15 1,4-ジオキサン 0.05 16 シスー1, 2ーシ、クロロエチレン及びトランスー1, 2ージ、クロロエチレン 0.04 17 ジクロロメタン 0.02 \bigcirc 18 テトラクロロエチレン 0.01 19 トリクロロエチレン 0.01 0 20 ベンゼン 0.01 21 塩素酸 0.6 22 クロロ酢酸 0.02 23 クロロホルム 0.06 24 ジクロロ酢酸 0.03 25 ジブロモクロロメタン 0.1 26 臭素酸 0.01 27 総トリハロメタン 0.1 28 トリクロロ酢酸 0:03 29 ブロモジクロロメタン 0.03 30 ブロモホルム 0.09 31 ホルムアルデヒド 0.08 32 亜鉛及びその化合物 1 33 アルミニウム及びその化合物 0.2 34 鉄及びその化合物 0.3 0 35 銅及びその化合物 1 36 ナトリウム及びその化合物 200 37 マンガン及びその化合物 0.05 38 塩化物イオン 200 39 カルシウム・マゲネシウム等 (硬度) 300 500 40 蒸発残留物 0. 2 41 陰イオン界面活性剤 ジェオスミン 0.00001 42 43 2-メチルイソボルネオール 0.00001 0.02 44 非イオン界面活性剤 45 フェノール類 0.005 \bigcirc 46 有機物 (TOC) 5.8~8.6 47 p H値 48 味 異常でない 49 臭気 異常でない 5度 50 色度 51 濁度 2度 項目数 39 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 項 目

クリプトスポリジウム等

クリプト指標菌 (大腸菌(E.Coli)・嫌気性芽胞菌)

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(北落合地区)

項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1/5	1/10	原則	1/5	1/10超過		検査頻度	年間検査回数	設 定 理 由
					1年1回頻度可				1/5以下	以下	月1回	12	法令通り毎月検査
. 12011111	100個/ml以下	0 不粉山	7 协 山	U 工 协山			月1回				月1回		法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出							0	3年1回		
	0.003mg/以下		_	<0.0003		0.0003			-	ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.0005mg/以下	_		<0.00005		0.00005							水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/以下			<0.001	0.002	0.001				<u> </u>	3年1回		
	0.01mg/以下		- =	<0.001	0.002	0.001				<u>o</u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/I以下	_	_	<0.001	0.002	0.001				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.02mg/I以下	_	_	<0.005		0.002	-				3ヶ月1回		法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
	0.04mg/I以下	_	_	<0.004	0.008	0.004				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
Page 100 and 1	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/I以下		_	3.06		1		0			3ヶ月1回		1/5超過のため年4回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/I以下	_	_	<0.05		0.08				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/I以下	_	_	<0.02	0.2	0.1		130		0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.002mg/I以下	_	_	<0.0002	0.0004	0.0002				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.05mg/I以下	_	_	<0.0005	0.01	0.005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.04mg/I以下	_	_	<0.001	0.008	0.004				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.02mg/I以下		_	<0.001	0.004	0.002	3			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/以下	_	_	< 0.0005	0.002	0.001	ケ			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/以下	_	_	< 0.0005	0.002	0.001	月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/以下		_	<0.001	0.002	0.001	1			O	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.6mg/以下	0.15	0.16	0.11	_	_	回	_			3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	_		以	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.06mg/以下	0.001	<0.001	<0.001		_	Ê	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.03mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	_			_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	0.002	0.001	0.002			1	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001				_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
	0.0 mg/以下	0.005	0.001	0.003				_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
27 総トリハロメタン			<0.002	<0.003			<u> </u>		_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.03mg/以下	<0.001					1			_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.03mg/以下	0.002	0.001	0.001			-	=	-=+	==	3ヶ月1回		送令通り年4回検査 法令通り年4回検査
	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001			-		=+	= 1	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 法令通り年4回検査
	0.08mg/I以下	<0.003	<0.003	<0.003	-	The second second							
32 亜鉛及びその化合物	1mg/I以下	_		0.002	0.2	0.1				<u>o</u>	3年1回		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下			<0.01	0.04	0.02				Q	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	_	_	0.01	0.06	0.03	-			<u>o</u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/I以下		_	0.01	0.2	0.1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	200mg/以下	_	_	5.6						0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下	_	_	<0.001	0.01	0.005			-	0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	200mg/I以下	3.2	3.4	3.1	_	_	概ね月1回	_			月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/I以下	_	_	22.3	60	30	3 + 8			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下	_	_	60		50	3 ヶ 月 1回以上		0		年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/I以下	_	_	<0.02		0.02				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン 0.).00001mg/I以下	<0.000001	<0.000001	< 0.000001	0.000002	0.000001	藻の発生する時期			0	年1回		性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール 0.).00001mg/I以下	<0.000001	<0.000001	< 0.000001	0.000002	0.000001	月1回			0	年1回		性状確認のため年1回
	0.02mg/I以下	_	_	<0.002			3ヶ月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.005mg/I以下	_	_	< 0.0005			1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.5	0.4		_	_		_	_		月1回		法令通り毎月検査
47 pH值	5.8~8.6		6.7~7.3		_	-	概 ね		_	_	月1回		法令通り毎月検査
	異常でない			異常なし	_	_	I I	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
48 0		35 111 (DV)	75113.00	74111.00			月						
48 味 40 自気		異党かり	異党かけ	異堂かり	_	_	′,	_	_	_	月1回	1 12	法令通り毎月検査
48 味 49 臭気 50 色度	異常でない 5度以下	異常なし <1	異常なし	<u>異常なし</u> <1			1	_	=	=	月1回 月1回		法令通り毎月検査 法令通り毎月検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

今和2年度 南宮良野町水質検査予定頻度及び設定理由(落合地区)

令和2年度 南富艮野町水質検査力	で理及及い設	. 正理田(洛古地区	<u> </u>									
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度	年間検査回数	
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	-	_	月1回	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	_	_		_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
3カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	_	_	< 0.0003		0.0003				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	_	_	< 0.00005		0.00005			-	0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	<0.001	0.002	0.001				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	_	, 	< 0.001	0.002	0.001				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7ヒ素及びその化合物	0.01mg/I以下	_	_	< 0.001	0.002	0.001				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/I以下	_	_	<0.005		0.002					3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/I以下	_	_	<0.004		0.004				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	_	_	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	-	_	0.32	2	1				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.8mg/以下		_	<0.05		0.08				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12フッ素及びその化合物	1mg/I以下			<0.02		0.1				Õ	3年1回	=	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	0.002mg/I以下	_		<0.002		0.0002				Õ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素				<0.0002		0.005				Õ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/I以下			<0.001	0.008	0.004				ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/I以下			<0.001	0.008	0.004	3			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下			<0.001		0.002	ケ			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/I以下					0.001	· 月			ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg/I以下			<0.0005			1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/以下	_		<0.001	0.002	0.001			_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.1	0.06	<0.06					=		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
22 クロロ酢酸	0.02mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001			以					4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/I以下	0.002	<0.001	0.002			上				3ヶ月1回 3ヶ月1回		法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.002	<0.001	<0.001	_					,			法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_						3ヶ月1回		法令通り年4回検査 法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
26 臭素酸	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_		1				3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸) ・プラス度/// 法令通り年4回検査
27 総トリハロメタン	0.1mg/I以下	0.003	<0.001	0.003						_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 法令通り年4回検査
28トリクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.001	<0.001	<0.001	_						3ヶ月1回		
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/I以下	0.001	<0.001			_		_	_	-	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/I以下	<0.001	<0.001			_					3ヶ月1回		法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/I以下	<0.003	<0.003			_					3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	-	_	<0.002						0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下	-		0.02		0.02				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	_	_	<0.01						0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/I以下	_	_	0.002			1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/I以下	_	_	3.8	40					0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下	_	_	<0.001	0.01	0.005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	5.4	5.4	5.3	_	1	概ね月1回	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/I以下	_	_	8.9	60	30	3 ヶ 月 1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下	_	_	26	100	50	3 7 月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	_	_	<0.02		0.02	「四以工			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/以下	<0.000001	< 0.000001			0.000001	藻の発生する時期			0	年1回		性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	< 0.000001	0.000002	0.000001	月1回			0	年1回		性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	-	_	<0.002	0.004		3ヶ月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
44 非イオン外国活圧剤 45 フェノール類	0.005mg/以下	_		<0.0005			1回以上			0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類 46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.4	0.4			_		_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
	5.8~8.6		6.8~7.0			_	概	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
47 pH値	異常でない	異党が	異党かり	異常なし			a	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異党なり	異党かり	異常なし	_	_	月	_	_	-	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	5度以下	(1)				_	1 1	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度		<0.1	<0.1			_	回	_	_		月1回	12	法令通り毎月検査
51 濁度	2度以下		\0.1	\0.1							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色		365
2 濁	Ŋ	365
3 消	毒の塩素効果(残留塩素)	365

^{| 2}度以下 | 2度以下 | (0.1) (0.1) - | - | - | 1.1 | 注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。 1日1回行う検査

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(幾富地区)

令和2年度 南富良野町水質検査	ア正列及及い記	文正理田(茂 典 地	<u>×)</u>									
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	50,500 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	年間検査回数	
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	1	_		月1回	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出			_	ліш	_	_	1	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	_	_	<0.0003		0.0003				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	_	_	<0.00005		0.00005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/I以下	-	_	< 0.001	0.002	0.001	1			0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/I以下	_	_	< 0.001	0.002	0.001	1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/I以下	_	_	< 0.001	0.002	0.001				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/I以下		_	< 0.005	0.004	0.002	~				3ヶ月1回		法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/I以下		_	< 0.004	0.008		1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/I以下	<0.001	< 0.001	< 0.001	_	_	1	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/I以下		_	0.28	2	1	1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/I以下		_	<0.05		0.08	1 1			Ō	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/I以下	_	_	<0.02		0.1	1 1			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/以下	_	_	<0.0002	0.0004	0.0002	1 1			Õ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下	 	_	<0.0005	0.01	0.005	1 1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下		_	<0.001	0.008	0.004	1 1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/I以下		_	<0.001	0.004	0.002	3			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下			<0.0005	0.002	0.001	ケー			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19トリクロロエチレン	0.01mg/I以下			<0.0005	0.002	0.001	月			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/I以下		_	<0.001	0.002	0.001	î			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/I以下	0.09	0.08	0.08		- 0.001	Ö		_	-	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001			以以	_	_		3ヶ月1回		ムカ通り午午回校員 (久里塩米酸ブドグラム使用) 法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/I以下	0.001	0.005	0.011	_		上上	_	_		3ヶ月1回		送り近り44回検査 法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.006	0.007	0.007			ᅩ	_		= 1	3ヶ月1回		<u> </u>
25 ジブロモクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.007	<0.007			1	=					<u> </u>
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001			}				3ヶ月1回		
27 総トリハロメタン		0.001	0.006	0.001			-	_			3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
28トリクロロ酢酸	0.1mg/以下					=					3ヶ月1回		法令通り年4回検査
	0.03mg/以下	0.008	0.006	0.009							3ヶ月1回		法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.002	0.001	0.002	_						3ヶ月1回		法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001							3ヶ月1回		法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.003	_						3ヶ月1回		法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	_	-	0.003	0.2	0.1		_		0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	0.09	0.1	0.09	0.04	0.02		0			3ヶ月1回		1/5超過のため年4回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	_	_	0.01	0.06	0.03				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/I以下			0.003	0.2	0.1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/I以下		_	3.9		20				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下		_	<0.001	0.01	0.005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	3.5	3.2	3	_		概ね月1回		-	_	月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/以下		_	13.5	60	30	3 ヶ月				3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下			27	100	อบ	3 ヶ月1回以上				3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/I以下		_	<0.02	0.04	0.02				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/I以下					0.000001				0	年1回	1	性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/I以下	<0.000001	<0.000001			0.000001				0	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/I以下	_	_	<0.002	0.004		3ヶ月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/I以下	_		<0.0005	0.001		1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/以下	1.0	1.4	1.2	_	_	概	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
47 pH值	5.8~8.6		7.0~7.2		_		ね	_	_	-	月1回		法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし			_	_		_	-	_	月1回		法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	_	_	月	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
50 色度	5度以下	3	3	3	_	-		_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
51	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	_			_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
注1 過去の成績については、令和2年3			,0.11	,0.1							,, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>		

-		
	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(金山・下金山地区)

令和2年度 用备艮野町水負使盆下					1/5	1/10	原則	1/5	1/10超過	1/10	14-4-4	_ == LA + _ ML	
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1年1回頻度可		検査頻度		1/5以下	以下		年間検査回数	
1一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	_	_	月1回	-	_	-	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	_	_		_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
	0.003mg/I以下	_		< 0.0003	0.0006	0.0003				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.0005mg/以下	_	_	<0.00005		0.00005	1 [0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5セレン及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	< 0.001	0.002	0.001	1 [0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/I以下			< 0.001	0.002	0.001	1 1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	<0.001	0.002	0.001	1 1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	_	_	<0.005		0.002	1 1				3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/I以下	_	_	<0.004	0.008	0.004	1 1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001		_	1 1	_	_	_	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	_	_	0.31		1	1 1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/I以下		_	0.07		0.08	1 1			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下	_	_	0.04	0.2	0.1	i i			Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.002mg/以下	_	_	<0.0002	0.0004	0.0002	1 1			Õ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1.4-ジオキサン	0.05mg/以下			<0.0005	0.01	0.005	1 1			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-シオキック 16 シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下		_	<0.001	0.008	0.004		*		ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.02mg/以下			<0.001	0.004	0.002	3			ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下			<0.005	0.004	0.002	7			ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン				<0.0005	0.002	0.001	月			ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19トリクロロエチレン	0.01mg/以下			<0.000	0.002	0.001	lít			ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/以下		0.13	0.001		- 0.001		_	_		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.15		<0.001					_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001				以	_	_		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.011	0.004	0.012			ᆂ	=			3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.004	0.004	0.002				=	=		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001			-	=	=	=	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
26 臭素酸	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001			1	=	=		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
27 総トリハロメタン	0.1mg/以下	0.014	0.006	0.015	_		1		=		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
28トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.007	0.003	0.006			1						法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.003	0.002		_						3ヶ月1回		法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査 法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/I以下	<0.003	<0.003	<0.003						_	3ヶ月1回	4	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/I以下		_	<0.002		0.1				<u> </u>	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下		_	<0.01	0.04	0.02				<u> </u>	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回 水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	-	_	<0.01		0.03				<u> </u>	3年1回	_	
35 銅及びその化合物	1mg/I以下	_	_	0.006	0.2	0.1				<u>o</u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/I以下	_	_	6.2		20				<u>o</u>	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下	_	_	<0.001	0.01	0.005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	7.0	7.1	6.6			概ね月1回		_		月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/I以下	_	_	29.9	60	30	3 ヶ 月 1回以上			0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下	67	63			50	1回以上		0		年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/I以下	_	_	<0.02						0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.00001	<0.000001	0.000002	0.000001	藻の発生する時期			0	年1回	and the same of th	性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール (0.00001mg/I以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	月1回			0	年1回		性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/I以下	_	_	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.005mg/I以下	_		<0.0005		0.0005	1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg/I以下	1.1	1.2			-	概	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
	5.8~8.6			7.1~7.4		_	概 ね	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
		TTI ME L. I	田出土	異学だし	_		10	-	_	_	月1回		法令通り毎月検査
47 pH値 48 味	異常でない	異常なし	共 吊 ひし	大市なし									
48 味	異常でない 異常でない	異常なし 異常なし	異常なし	異常なし	_	_	月1	_			月1回		法令通り毎月検査
		<u>異常なし</u> <u>異常なし</u> 3	異常なし 2	異常なし	<u> </u>	=	1 1 回		_		月1回 月1回 月1回	12	法令通り毎月検査 法令通り毎月検査 法令通り毎月検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(下金山地区)

令和2年度 南富良野町水質棟登力	广泛识及及UTD	L Z III \	1. 37.14		4.75	1 (10	医则	1 /5	4 (4 O t T) T	1 /10		Т	
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可	原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過	以下	1	年間検査回数	
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	_	_	月1回	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	_	_	거민	_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下			< 0.0003		0.0003				0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/I以下	_	_	<0.00005		0.00005	1			0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/I以下	_	_	<0.001		0.001				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	<0.001	0.002	0.001				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	<0.001	0.002	0.001				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	_	_	<0.005		0.002					3ヶ月1回		法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/I以下	_	_	<0.004		0.004				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	_	Ĭ	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	_	_	0.27	2	1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/I以下			0.06		0.08				Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下			<0.02		0.1				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/以下			<0.0002		0.0002				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四温10灰系	0.002mg/以下			<0.0005		0.005				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.03mg/以下 0.04mg/以下			<0.001	0.008	0.003				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン				<0.001	0.004	0.004	3			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下			<0.001		0.002	ケ			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	=		<0.0005		0.001	Á			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19トリクロロエチレン	0.01mg/以下						1 1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/以下	- 0.05	_	<0.001	0.002	0.001			2_	0			法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.35	0.29	0.1	_		回				3ヶ月1回		
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001			以				3ヶ月1回		法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/I以下	0.025	0.013	0.022		_	Ŀ		_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.010	0.008	0.007					_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/I以下	<0.001	0.001	0.001	_ :				_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001					_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/I以下	0.029	0.016	0.030	_	_	-			_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
28トリクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.014	0.007	0.017		_ =	-		_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/I以下	0.004	0.003	0.007	, - '	_					3ヶ月1回		法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/I以下	<0.001	< 0.001	<0.001	_	_					3ヶ月1回		法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/I以下	<0.003	<0.003	<0.003		_			_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/I以下	-	_	0.024	0.2	0.1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下	0.02	0.01	<0.01		0.02				0	年1回		性状確認のため年1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	-	_	0.02	0.06	0.03	-			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/I以下	_	-	0.004	0.2	0.1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/I以下	_	_	8.7	40	20				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下			< 0.001	0.01	0.005				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	7.5	8.1	8.2	_		概ね月1回	-	_	_	月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	_	_	25.8	60	30	3 ヶ 月 1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/以下	74	62			50	1回以上		0		年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/I以下	_	_	<0.02		0.02	「四以工			0	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/I以下	<0.000001	<0.000001							Ö	年1回		性状確認のため年1回
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	月1回			Ŏ	年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下	-	_	<0.002			3ヶ月			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/以下	_	_	<0.0005			1回以上			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェンール類	3mg/以下	1.4	1.1	2.1	-	_		_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6			7.3~7.4			概	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異党な!	異党なり	異常なし	_		ね ね		_	_	月1回		法令通り毎月検査
	異常でない	異常なり	異党かり	異常なし		_	月	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
49 臭気	5度以下	共市なし 5	天市なし	大市なし	_	_	1	_	_		月1回		法令通り毎月検査
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1		_	回	_			月1回		法令通り毎月検査
51 濁度			\0.1	\0.1								1 12	14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(東鹿越地区)

▽和2年及 用虽及野町小貝快宜で					1/5	1/10	原則	1/5	1/10超過	1 /10			
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1年1回頻度可	3年1回頻度可	原則 検査頻度	超過	1/5以下	以下	検査頻度	年間検査回数	設 定 理 由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	_			- KE KE	-	_	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	_	_	月1回			_	月1回		法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/I以下			<0.0003	0.0006	0.0003				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/I以下		_	<0.00005	0.0001	0.00005				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	_	_	<0.001	0.002	0.001				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	<u> </u>	_	<0.001	0.002	0.001				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/以下		_	<0.001	0.002	0.001				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	_	_	<0.005	0.002	0.002	ŀ				3ヶ月1回		法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/以下	_	3 	<0.004	0.004	0.002	1	-		0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.004	-	- 0.004		_	_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/I以下	- (0.001	- (0.001	0.36		1	-			0	3年1回		<u> 本で通り年4回快量</u> 水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/以下	_		<0.05	0.16	0.08	1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/I以下			<0.03	0.10	0.08	ŀ			ŏ	3年1回		
14 四塩化炭素	0.002mg/I以下	 		<0.002	0.0004	0.0002	ł						水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.002mg/以下	 		<0.0002				_		<u> </u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 1,4-シオキリン 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.03mg/以下 0.04mg/以下				0.01	0.005	-			\sim	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン		E		<0.001	0.008	0.004	3			$\stackrel{>}{\sim}$	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.02mg/以下			<0.001	0.004	0.002	5 ケ			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.01mg/以下			<0.0005	0.002	0.001				<u> </u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19トリクロロエチレン	0.01mg/以下			<0.0005	0.002	0.001	月			<u>o</u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/I以下	_		<0.001	0.002	0.001	1 1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/I以下	0.08	0.12	0.09	_	_					3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001		_	以				3ヶ月1回		法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/I以下	0.007	0.011	0.008			上	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.007	0.008	0.005		_			_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	ı —	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/I以下	0.008	0.013	0.01	_			_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.007	0.009	0.005	_			_	_		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/I以下	0.002	0.002	0.002	_	_		_	_	_	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/I以下	<0.001	< 0.001	< 0.001	- 1		I				3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/I以下	<0.003	< 0.003	< 0.003			-	_	_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/I以下			0.002	0.2	0.1	Г			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	0.05	0.12	0.04	0.06	0.03	1	0			3ヶ月1回		1/5超過のため年4回
35 銅及びその化合物	1mg/以下		_	0.003	0.2	0.1	Ī			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下		_	3.0	40	20	1			Õ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下	_	_	0.001	0.01	0.005	T T			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	4.5	3.5	3.0	_		概ね月1回	_	_	_	月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/以下		_	24.3	60	30	,,,,,,,,			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下	_	_	57	100	50	3 ヶ 月- 1回以上		0		年1回		1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	_	_	<0.02	0.04	0.03	1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
	0.00001mg/I以下					0.02	夢の発生する時期	-	-	ŏ	年1回		大旅に乃来のおそれがないため3年に1回 性状確認のため年1回
	0.00001mg/以下								-	ŏ	年1回		性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.000mg/以下	-	-	<0.002	0.00002		3ヶ月		-	ŏ	3年1回		住仏唯認のため午1回 水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/以下			<0.002	0.004		1回以上		-	ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回 水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)		1.5	12		- 0.001	0.0003							
40 有機物(TOC) 47 pH値	3mg/以下		1.3	7.45.76			概 ね		_		月1回		法令通り毎月検査
	5.8~8.6		7.3~7.5			- <u>-</u>	ねー		-+		月1回		法令通り毎月検査
48 味	異常でない	共吊なし 田舎ない	異常なし	共吊なし			月				月1回		法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	共吊なし 2			1 -		-		月1回	12	法令通り毎月検査 法令通り毎月検査
		. 51	31	21	_	_		_	_	_	月1回	12	大学・田川平日麻舎
50 色度	5度以下 2度以下	⟨0.1	<0.1	<0.1			回上	_	_		月1回	12	法令通り毎月検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

令和2年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(かなやま湖畔森林公園地区)

卫州2十段 用面及野町小貝快宜了	是 與及次0 的	THE THE	70 0 1 0	- 4-21 - 1 AAI - 1									
項目名	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	1/5 1年1回頻度可	1/10 3年1回頻度可	原則 検査頻度		1/10超過 1/5以下	1/10	検査頻度	年間検査回数	設 定 理 由
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	_	_		_	_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出		_	月1回	_	1_	_	月1回	12	法令通り毎月検査
3カドミウム及びその化合物	0.003mg/以下	_	_	<0.0003		0.0003				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下		_	<0.00005		0.00005	1 1			Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5セレン及びその化合物	0.01mg/以下			<0.001	0.002	0.001	1 1			Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下		_	<0.001	0.002	0.001	1			Ŏ	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7ヒ素及びその化合物	0.01mg/I以下	_ `		<0.001	0.002	0.001				Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg/I以下	_		<0.005	0.004	0.002					3ヶ月1回		法令改正のため年4回検査(令和2年4月1日改正予定)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/I以下			<0.004	0.004	0.004	1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	1		_		3ヶ月1回		法令通り年4回検査
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	- (0.001	-	0.12	2	1				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12フッ素及びその化合物	0.8mg/以下		_	<0.05	0.16	0.08	1			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下	 _ 		0.03	0.10	0.00	}			ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
		 		<0.0002	0.0004	0.0002				ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg/以下	 									3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下			<0.0005	0.01	0.005				0			水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下			<0.001	0.008	0.004	3				3年1回		
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下		_	<0.001	0.004	0.002	ケ		_	<u> </u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下			<0.0005	0.002	0.001	月			<u> </u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19トリクロロエチレン	0.01mg/以下			<0.0005	0.002	0.001				<u> </u>	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg/I以下			<0.001	0.002	0.001	1			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg/I以下	0.14	0.08	0.09	_		回以	_		_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_	以		_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg/I以下	0.006	0.004	0.007	_	_	上	_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.005	0.003	0.004	_	_	L		_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_		1	_		_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	_	_		_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.1mg/I以下	0.008	0.006	0.009	_	_		_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/I以下	0.005	0.002	0.004	_	_		_	_	_	3ヶ月1回		法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/I以下	0.002	0.002	0.002	_	_		-	_	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg/I以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	_		_	_	_	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/I以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003	_	_		_	_	_	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg/以下	_	_	0.003	0.2	0.1			F	0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/I以下	_		<0.01	0.04	0.02				O	3年1回	_	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 鉄及びその化合物	0.3mg/I以下	_	_	0.01	0.06	0.03				0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 銅及びその化合物	1mg/以下		_	0.002	0.2	0.1	. [Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/I以下			4.2		20				Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/I以下			<0.001	0.01	0.005	i i			Ŏ	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg/I以下	6.8	5.6	5.6	_		概ね月1回	_	_		月1回		法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/I以下	37.2	36.1	44.3	60	20			0		年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回
40 蒸発残留物	500mg/I以下	71	63	73	100	F0	3 7 A		Ö		年1回	CONTRACT BURNESS	1/10超過1/5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/以下	_		<0.02	0.04	0.02	1回以上			0	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジェオスミン	0.00001mg/以下					0.000001	薬の発生する時期	-	-	ŏ	年1回		性状確認のため年1回
	0.00001mg/以下					0.000001				ŏ	年1回		性状確認のため年1回
		<u> </u>	- 0.000001	<0.002	0.000002		3ヶ月			Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/以下				0.004			-		Ö	3年1回		水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フェノール類	0.005mg/以下	- 00		<0.0005			1回以上			_			
46 有機物(TOC)	3mg/以下	0.9	70 75	0.9			概 ね 月				月1回		法令通り毎月検査
47 pH値	5.8~8.6		7.2~7.5				ね				月1回		法令通り毎月検査
48 味	異常でない		異常なし				月				月1回		法令通り毎月検査
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし				1				月1回		法令通り毎月検査
50 色度	5度以下 2度以下	(0.1)	1	<1 <0.1							月1回		法令通り毎月検査
		/011	<0.1	/n 11	_		—	_	_		月1回	12	法令通り毎月検査

	11.7 10.11	
	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色		365
2 濁り		365
3 消暑	事の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和2年3月までの成績です。 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。